

要求水準書に関する質疑への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
1	25	4	4.4		(1)	設備情報管理システムデータベース	「委託者の設備情報管理システムデータベースに入力し、データを整理した上、施設機能報告書を作成すること。」とありますが、システムの仕様、入力及びデータ整理方法、アクセスの仕方について、ご教示下さい。	設備情報管理システムデータベースのマニュアルを閲覧資料で示しますので、確認してください。本委託の契約後、事業者から要望があれば操作説明会の開催についても調整します。
2	27	5	5.2			法定資格者等の選任	第三種電気主任技術者については、処理場及びポンプ場の運轉に支障がでないよう2名以上常勤で配置することとありますが、うち1名は現公社職員が保有している第三種電気主任技術者を配置予定とすることも可能なのでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	27	5	5.2			法定資格者等の選任	【別紙31】（配置する有資格者）に掲げる資格を有する者を配置するものとする。とありますが、現公社職員の有資格者を含めての配置と理解してよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	6	2	2.4	2.4.8		公社職員の雇用継承	正社員として雇用した公社職員が第1期間内に自己都合退職した場合、新規採用者は受託者にて募集・採用することになると理解しています。 その場合の人件費等の考え方は、元公社職員の現給保障の考え方と同条件にする必要はあるのでしょうか。あるいは、新規採用者につきましては受託者に一任されるのでしょうか。	新規採用者の処遇については、受託者に一任します。
5	1	【別紙1】			(8)	事業実施計画書	(8)に示される「事業実施計画書」は、どのようなものを示したのでしょうか。「業務実施計画書」との違いをご教示ください。	「事業実施計画書」は不要のため、削除します。
6	1	【別紙1】			(10)	事業計画書	(10)に示される「業務計画書」は、同ページ(8)「モニタリング」にて、示される「業務実施計画書」とありますが、同じものを示しますか。	同じものです。
7	7	2	2.5	2.5.2	(6)	年報等の作成及び提出	「③施設機能確認書」の提出とありますが、受託者は本委託業務開始前に貴市と2者間で、本件施設が通常運轉への支障の有無について確認するとの理解でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	8	2	2.5	2.5.4	(2)	騒音、振動、悪臭、粉塵などの対策	「～。なお、騒音、振動、悪臭、粉塵等、環境計測に関する要求水準は法律及び条例に定められた数値とするが、別途目標とすべき基準が存在する場合はこれによるものとする。」とありますが、別途目標とすべき基準がありましたらご教示ください。	別紙に記載した基準以外はありません。

要求水準書に関する質疑への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
9	9	2	2.6	2.6.2	(1)	変動費	「・・・受託者は、毎月1回、受託者が企画提案書提出時に提示したユーティリティ使用量原単位に、当該月の委託者と契約先会社との契約から算出される当該月の単価と流入下水水量の実績値を乗じた額を支払うものとする。・・・」とありますが、受託者は、貴市に支払うとの理解でよろしいでしょうか。また、支払い時期についてご教示ください。	支払いについては、お見込みのとおりです。支払い時期については、契約先会社により請求書の日付が異なるため、契約時の協議によることとします。
10	13	3	3.1	3.1.5	(2)	業務の内容	「イ 苦情に対する一次対応」とありますが、一次対応については窓口対応との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、苦情の原因究明については含めるものとします。
11	30	6	6.2		(4)	広報活動への対応	貴市が行う広報活動について、具体的に活動された行事をご教示ください。	下水道施設見学会や広報誌の作成を行っています。
12	30	6	6.2		(5)	施設見学会	過去10年の施設見学会の実施記録（年間件数、見学者の年齢構成、人数など）をご教示ください。	閲覧資料で公表します。
13	30	6	6.3			本委託終了時の状態	「・・・本委託終了後1年に不測の修繕を要することがない・・・」とありますが、計画的な定期修繕は実施する前提であるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	別紙30P	1			(3)	別紙4放流水質に係る法定基準・目標基準	「目標基準」が未達だった際には、委託費の減額等のペナルティはないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、委託契約書の【別紙2】に従って、目標基準未達の原因究明及び改善措置の実施を行ってください。
15	別紙35P	1			(6)	別紙6汚泥性状に係る契約基準・目標基準	「基準項目とする含水率は、施設稼働時に1日1回以上の頻度で測定すること。」とありますが、1日複数回含水率測定を実施した場合は、日平均値を当該日の含水率とする理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	別紙48P	2	2.4		(1)	別紙9統括マネジメント業務の要求水準	「・・・また、定例で開催する会議体のほか、緊急時は必要に応じて臨時会議を開催すること。」について、定例で行う会議体の実施時期については事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	契約時の協議により決定します。
17	105	別紙26			2	本業務の要求水準	薬品及び燃料は適正な品質及び規格のものを調達することとありますが、このことを徹底するために薬品の現在の調達先（米子市様の購入先）をご教示願います。	閲覧資料で公表します。

要求水準書に関する質疑への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
18	112	別紙30				委託実績及び委託の予定	本表中、処理場／手数料のうち5項目の委託名について請負業者欄が空白となっております。また委託実績金額が記載されていない(一)にも拘わらず37年の平均金額が記載されているものもあり、それらは本委託で実施するようにもなっています。空欄や(一)についてご教示願います。	別紙30を修正したものを公表しますので、そちらを参照してください。
19	20	3	3.3	3.3.9		警備業務	本項の警備業務は、業務内容を鑑みて、警備業法上の警備を示すものではないと考えてよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
以下、再募集後の質疑への回答を示す。								
20	6	2	2.4	2.4.7	(4)	受託者の責任の免除	「天災」とは、契約書にいう「不可抗力」と同義でしょうか。	お見込みのとおりです。
21	7	2	2.5	2.5.2	(6)	年報等の作成及び提出	決算統計に使用する経理簿とはどのような書類でどれほどの作業でしょうか。	経理簿については閲覧資料に「公営企業会計に基づき市が要求する提出資料」にて確認ください。
22	13	3	3.1	3.1.5	(1)	安全衛生管理業務の目的	危険防止対策を十分に行う、とありますが、現場説明の際に危険な箇所が多数見受けられました。必要と考える安全対策について、別途協議とさせて頂くことは可能でしょうか。	協議することとします。
23	13	3	3.1	3.1.6	(2)	業務の内容	緊急時災害時の広報業務支援とは具体的にどのような業務を想定されていますか。	緊急時災害時に住民への下水道の使用制限をする場合の情報提供を想定しています。
24	15	3	3.2	3.2.1	(2)	業務の内容	定期点検(1か月、3か月、6か月、1年)とありますが、受託者にて機器に対し点検頻度の設定が行えるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 各機器の性能を確保できる最適な点検頻度の提案を期待します。
25	16	3	3.2	3.2.4	(3)	業務の要求水準	「修繕業務(突発修繕を含む。)に係る金額の上限は、各年度3,500万円(消費税等を含む)とし～」とありますが、3,500万円を超えなかった場合、その金額は次年度へ繰り越せるとの理解でよろしいでしょうか。	修繕業務については、現時点では単年度で清算を行います。詳細は契約時に協議することとします。
26	21	4	4.1			本委託に含まない業務範囲	「維持管理基本計画・管理業務」に記載されている「維持管理の基本的な計画策定」とありますが、「要求水準書2.5.2 業務の計画及び報告」記載の受託者が本委託期間に作成する業務計画書とは異なるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書に関する質疑への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
27	22	4	4.2	4.2.2		流入水質に関する流入基準	こちらに記載されている基準は下水道への放流基準であり、今回の対象施設的设计水質は別紙2-Aに記載の水質と考えられます。BOD600mg/l, SS600mg/l, T-N240mg/l, T-P32mg/lは明らかに設備の能力を超えた流入であると考えます。今回の流入水質基準は別紙2-A事業計画値の初沈流入水ではないでしょうか。	処理場の流入水はお見込みのとおりです。
28	25	4	4.4		(1)	施設機能報告書の作成	「施設機能報告書」は、①業務開始前に甲が作成・配布し（契約書第9条）、②これに基づき乙が施設機能確認を行い（同条）、③業務開始後は乙が年次で更新し、甲に提出する（本項）、という流れで良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	25	4	4.4		(1)	施設機能報告書の作成	「受託者は、～当該業務に関するデータを、委託者の設備情報管理システムデータベースに入力し、データを整理した上、施設機能報告書を作成すること。」とありますが、受託者は貴市より設備情報管理システムデータベースの使用方法等についてご教示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.1の回答のとおりとします。
30	25	4	4.4		(2)	施設機能報告書の作成	「委託者が指定する者」とは具体的にどのような主体を想定されておられますか。	外部コンサルのような第三者機関を想定しています。
31	25	4	4.5	4.5.2		施設機能報告書の作成	「受託者は、～、次期委託の引継業務準備期間として、次期の包括委託を受託する予定受託者に対して、技術指導し、運転管理業務等の各業務の遂行に支障が無いよう引継ぎを行うこと。」とありますが、引継計画書は次期の受託者にて作成し、引継工程等は委託者と協議の上、決定するとの理解でよろしいでしょうか。	引継ぎに関する資料については、今回受託者が作成するものとします。 引継ぎ工程は、原則として委託期間終了の3か月前からおこなうこととします。
32	25	4	4.5	4.5.2		施設機能報告書の作成	「委託期間が満了した後でも、新たに包括委託を受託する次期の受託者が技術指導を必要と認められる場合は、適切かつ誠実に問題を解決する技術指導を行うこと。」とありますが、委託期間満了後の引継期限は、月次点検等を考慮して、1カ月との理解でよろしいでしょうか。また、委託期間満了後の技術指導は、口頭による技術指導との理解でよろしいでしょうか。	次期委託者が円滑かつ適正に維持管理業務がおこなえるよう技術指導をおこなうこととします。

要求水準書に関する質疑への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
33	30	6	6.3			本委託終了時の状態	「不測の修繕」は、甲が当該施設の「維持管理の不備」を具体的に主張する、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
	別紙							
34	1	別紙1			(5)		この定義によると、所定の耐用年数を超過した施設については、「修繕」の対象とならない(別途、甲による更新の対象として扱われる)、という理解でよろしいでしょうか。	突発故障対応のための「修繕」は対象とします。更新については、維持管理の情報(劣化・不具合の状況等)や更新計画から市が判断するため、更新を行うまでは修繕で対応することを想定しています。
35	32	別紙5	2			臭気に係る法定基準・契約基準	過去の測定結果を開示願います。	閲覧資料にて開示します。
36	53	別紙11	2	9	(2)	貸与品	通常使用において修繕が必要となった場合、本委託修繕費で対応すると考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
37	73	別紙14	2	1		安全衛生管理業務	(3)水槽やタンク等の機能を維持するための補修が本委託の修繕金額を大幅に超える場合は、別途協議させて頂けますでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	73	別紙14	2	5		見学者への対応	見学依頼はどのような形(電話、メールなど)で受託者が受けるのでしょうか。受入可否は委託者が判断すると考えてよろしいでしょうか。	見学依頼は受託者にて受付し、見学者と日程調整していただきます。見学当日は市が最初の挨拶を行い、その後見学者対応は受託者で実施します。市へは見学日程の報告をすることを想定しています。基本的に見学はすべて受け入れます。
39	80	別紙17	2	3		ストックマネジメント実施に基づく調査業務	(2)調査結果を委託者に提示し、委託者がそれを活用すると考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。また、受託者の調査結果から施設更新の提案も期待します。
40	80	別紙17	2	5		本業務の報告	委託者が指定する内容とは、現在行われている通常の点検内容と考えて良いでしょうか？	お見込みのとおりです。効果的な点検の提案についても期待します。

